

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

香川県仲多度郡琴平町

3 地域再生計画の区域

香川県仲多度郡琴平町の全域

4 地域再生計画の目標

【地域の現状及び課題】

本町の人口は、平成22(2010)年が9,967人で、住民基本台帳では令和元(2019)年では8,624人となりました。令和42(2060)年の社人研の将来推計人口では4,242人となり、平成22(2010)年の半数以下、約43%になると想定されています。また、年少人口(0～14歳)は、昭和55(1980)年に20.29%だったのが、平成22(2010)年に11.23%に減少しており、また令和22(2040)年は8.29%、令和42(2060)年に7.37%になると想定されています。生産年齢人口(15～64歳)においては、昭和55(1980)年に64.22%だったのが、平成22(2010)年に54.75%に減少しており、令和22(2040)年は46.29%、令和42(2060)年に46.47%になると想定されています。老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、昭和55(1980)年に15.32%だったのが、平成22(2010)年に33.71%に増加し、令和22(2040)年は45.42%、令和42(2060)年には、46.16%になると想定されています。

自然増減においては、出生数は死亡数と比べて少なく、いわゆる自然減の状態が続いており、自然減が年々大きくなる傾向にあります。本町の出生数は、平成14(2002)年まで80～100人で推移していましたが、その後は減少傾向にあり、令和元(2019)年には45人となっています。また、死亡数は、平成14(2002)年まで年々減少し、114人となりましたが、その後、増加に転じ、令和元(2019)年には136人となっています。これに伴い、出生数と死亡数の差は、平成14(2002)

年に15人と最も小さくなりましたが、その後は差が開いており、自然減が大きくなっています（令和元（2019）年において91人の自然減）。

出生数に関する本町の合計特殊出生率は、近年では1.5程度となっており、昭和60年頃が約1.8程度であったことを考えると小さい値となっています。令和元（2019）年は、1.5となっています。

また、25歳から34歳の未婚率は増加を続け、近年では男性が約62%、女性が約49%を超えており、晩婚化が進んでいると考えられます。

出生数の減少は、人口に直接関係することから、若い男女の結婚に向けた支援や子どもを産み育てやすい環境づくりが重要と考えられます。

社会増減においては、転出数は、平成8（1996）年に635人と高い数字を示していましたが、徐々に減少しており、令和元（2019）年には415人まで減少しました。転入数は、平成7（1995）年が534人と高い数字を示していましたが、徐々に減少しており、令和元（2019）年には393人まで減少しました。令和元（2019）年における本町の移動状況をみると、22人の転出超過となっています。

県外からの転入では、徳島県や東京都等からの転入が多くなっています。

また、最近の年齢別の移動状況をみると、大きく転出超過となっているのは、男性では15～19歳、30～34歳、女性では15～19歳、25～29歳の年代です。平成17（2005）年から平成22（2010）年の年齢階級別の人口移動（社会移動）における純移動数は、男性の15～19歳は59人、30～34歳は26人の減少（転出超過）となっており、女性では15～19歳61人、25～29歳は23人の減少（転出超過）となっています。

このまま転出超過が続くと、総人口の減少が進むとともに、特に、若年女性の減少は、出生率の低下による自然減につながり、総人口の減少に拍車をかけることが懸念されます。

この人口減少によって、本町は地域経済の規模縮小、地域の活力が低下するとともに、生産年齢人口（15～64歳）の減少は、税の減収や地域で支え合う生活の維持が困難になってきます。

このため、人口移動率の縮小を図るとともに、特に若年層の定着やU I Jターンにより、地元定着や地元回帰を図ることが重要と考えられます。

【基本目標】

これらの課題を解消するため、本町への新たな転入の流れを創出し、また、出産・子育てを支援することによって、令和6（2024）年度の将来目標人口は、約8,000人とします。

この将来目標人口を確保するために本計画期間における基本目標は、国の4つの基本目標を踏まえ、第4次琴平町総合計画における基本目標とも整合を図りながら、持続可能な地域づくりを推進するために、以下のものを掲げる。

基本目標1「地域産業を活かし、いきいきと働けるまちづくり」

基本目標2「にぎわいの中に歴史が息づく観光のまちづくり」

基本目標3「結婚・出産・子育てを通じて誰もが住みたいと思えるまちづくり」

基本目標4「コンパクトタウンをめざし、安全・安心な暮らしを基盤に今後も住み続けたいまちづくり」

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	就業者を増加させる	4,419人	5,000人	基本目標1
イ	1年間の転入と転出の差（社会増減）を均衡させる。	▲34人	±0人	基本目標2
ウ	合計特殊出生率を上昇させる	1.50	1.60	基本目標3
エ	琴平町に住み続けたいと思う人の割合を上昇させる	57.9%	65.0%	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する

特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業

ア 地域産業を活かし、いきいきと働けるまちづくり事業

イ にぎわいの中に歴史が息づく観光のまちづくり事業

ウ 結婚・出産・子育てを通じて誰もが住みたいと思えるまちづくり事業

エ コンパクトタウンをめざし、安全・安心な暮らしを基盤に今後も住み続けたいまちづくり事業

② 事業の内容

ア 地域産業を活かし、いきいきと働けるまちづくり事業

琴平町が人々の生活の場として持続可能な成長を遂げていくためには、日々の生活を支える仕事や産業が不可欠であり、町の発展を支えてきた観光を中心とするサービス業等をいっそう強化するとともに、既存企業の維持発展を図りつつ、地域産業を活かした地域ブランドの確立、さらには新規創業による新産業の創造や企業誘致を推進します。

全国的に存在感のある既存の観光名所を核として活かし、安定したしごとを創造に取り組みます。

【具体的な事業】

- ・産業の技術継承者育成事業
- ・新ブランド開発促進事業 等

イ にぎわいの中に歴史が息づく観光のまちづくり事業

琴平町には、金刀比羅宮という全国的に知名度のある観光地があり、年間数百万人の観光客が訪れているとはいえ、地域特性や住環境などは、地域住民には理解されていても町外の人々には十分知られているとは言えないので、今後、特に県外から琴平町へ移住してもらうために、こうした地域の魅力を町外に向かって情報発信していくとともに、住民自身がこの町に生まれ住んでよかったと思えるような居住環境の形成・まちづくりをさらに推進します。

【具体的な事業】

- ・こんぴらインバウンド推進事業

・観光振興対策（ビジットこんぴら）事業 等

ウ 結婚・出産・子育てを通じて誰もが住みたいと思えるまちづくり事業

少子化の進展は、地域コミュニティの活力を奪うだけではなく、将来における町の存続そのものにも大きな影を落とし、若者が新たな未来に向け、結婚への第一歩となるための環境づくりや子どもを産み育てたいと願う人々に対して、力強い未来が描けるような支援に取り組みます。具体的には、周産期・保育、仕事との両立（ワーク・ライフ・バランス）などの面での困難を解消し、安心して子育てできる環境づくりを推進していきます。

【具体的な事業】

- ・婚活事業
- ・地域活動活性化事業 等

エ コンパクトタウンをめざし、安全・安心な暮らしを基盤に今後も住み続けたいまちづくり事業

国の傾向と同様に、琴平町においても高齢者の人数や割合は増加しているものの、高齢者が生きがいを持って働き続けられる就労機会は不足しており、福祉や介護サービスも十分なものとはいえず、若者から「住み続けたい」と選ばれるまちであるために、自分の生まれ育った地域の魅力や歴史等を大切にす地元愛の育成を推進します。

高齢化の時代に合った、安心して生きがいのある暮らしが実現できる環境づくりや、子どもころから地域の人々と触れ合い、地域を深く知る機会の提供に取り組んでいきます。

【具体的な事業】

- ・交通弱者支援事業
- ・地域交流スペース運営補助事業 等

※なお、詳細は第2期琴平町まち・ひと しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

250,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ **事業の評価の方法（PDCAサイクル）**

琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議で、毎年度 11 月に効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後、速やかに琴平町公式ウェブサイトで公表する。

⑥ **事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで